

テンビヨウジキモク 天平寺式目 寛永二年四月廿五日前田利光(利常)から天平寺衆徒中に興へたもので、石動山天平寺制法式目と題し、『一、修崇神社祭禮勤行等不可有怠慢事。一、禁中御卷敷抽精誠毎年可被奉納事。』等十一ヶ條が擧げられてゐる。

テンビンザ 天秤座 銀座は貨幣秤量の爲専ら天秤を用ひたるが故に、一に之を天秤職とも天秤屋とも天秤座ともいうた。慶長二十年卯月附金澤町の定書に『天秤役判金二枚宛如前々出可申事。』とあるのは、金澤の銀座二人の給料として、判金四枚を城下の町人に課したのであらう。小松には丹羽長重の時から能美郡天秤職があり、前田利長の時に及んでも亦舊の如く之を置かれた。元祿十年の喪の名残の附句に、『丁銀すべる天秤の皿 南甫』

テンボ 沾圃 ↓マツキテンボ 松井沾圃。
テンボウアン 傳法庵 鳳至郡曹洞宗總持寺の塔頭五院の一つで、大徹の創立であつたが、今は廢絶した。

テンボウノフサク 天保の不作 (一)天保四・五年—天保四年前田齊泰は凶歉に處する常法を確立せんと欲し、八月四日算用場奉行に命じて、毎年農民をして穀二千石乃至三千石を納れしめて緩急に備へんとした。然るにこの年夏寒くして不作であつたから、當にその法を實行し得なかつたのみならず、翌五年に至つて多數の窮民を非人小屋に收容するを要した。即ち非人小屋の收容者は、天保元年正月に七百七十人、同十二月に八百四十人、二年十二月に九百九人、四年正月に九百三十一人であつたが、五年二月には三千四百八十三人に増し、非人小屋に籍して他に雇傭され

てゐる者を加へる時は、四千五百五人の多數に上り、疫疾隨つて收容者の間に行はれ、患者多き時は一月七百五十人に達した。この疫疾は全封内にも行はれたから、藩は五月九日醫師を諸郡に派遣し、天明中幕府の頒布した薬法を各地に傳へ、六月朔日には米穀を施與し、四日には病者に蠶藥紫雪を贈つた。然るにその秋幸にして豊饒であつたから、齊泰は前年令した備荒倉十三ヶ所を設置せしめた。

(二)天保七年—この年風雨復順ならずして五穀登らなかつた。齊泰乃ち九月その狀を幕府に告げ、十月六日教を老臣に下して救恤の法を課ること勿らしめ、又米穀を他國に輸出した奸商を嚴罰に處し、十一月算用場は、小松集義堂の儒湯淺寛の獻言により、米批・米稈を食する法を記して領内に布告した。

(三)天保八年—この年には前年凶歉の餘を受けて、益力を賑恤に致すを要した。是を以て正月廿七日齊泰は有司に告げて領内の救廢を怠る勿らしめ、二月十七日には改作奉行・郡奉行を領内に派して窮民を保護せしめ、廿四日普く臣僚の意見を徴し、廿六日去年以來建議した者を慰勞し、廿七日江戸に出發した。

この年五月尙窮民に令法を興へ、六月大豆を給し、失業者を役使して江溝を穿たしめ、七月麥を給する等のことあつたが、幸に米穀の作味佳良であつたから、所々に隱匿した十萬石許は市場に現れ、米價従うて下落した。次いで九月七日齊泰は藩費の一端に資する爲、自己の衣服・食膳及び後庭の用度を裁損することを令し、又藩政に關し意見を上つた者四十七人を慰勞した。この時當に秋成に際したので、二十四日老臣に政事に勤精すべきこと

を戒め、十月郡奉行以下荒政に勞した者を褒賞し、十一月陣川・淺野川の橋梁架替の工事を起して下民に職を興へ、神明社内に新たに芝居の興行を許して人氣を鼓舞した。

(四)天保九年—この年二月、齊泰は先に窮民に粥を給し、又財を施した者を賞し、四月十六日には老臣及び算用場奉行等の勞を賞した。然るに五月土用入より氣候又順ならず、寒氣に堪へずして綿衣を着るものすらあつたから、六月諸社に於いて五穀豊饒を祈願した。次いで七月非人小屋に收容せられた者に、前年來死者を出すこと多かつたので、その撫恤に注意せしめ、八月陣川川上の芝居座を毀ちて、士民の逸樂に耽るを警め、同月獄囚の食餌を豊にし、圍圍の構造を改良し、十月笠舞に於ける在來の非人小屋の外に、妙義芝居小屋跡・田井新町・淺野町中島の三ヶ所に收容所を増設し、十二月には又郡奉行・改作奉行・遠所町奉行の荒政に勤勞した者に賞賜した。要するにこの年も良作ではなかつたのである。

(五)百姓の減租運動—この數年の凶作の爲農民の困窮實に甚だしく、定免の租納に堪へずとして、檢見を求むるもの頻々として起つた。是を以て改作奉行名越彦右衛門は、九年八月廿六日石川郡下安江・西念新保・南新保を巡行し、被害の程度甚だ大ならずとの理由で、村民の歎願を拒み、應接の任に當つた村吏十五人を、割出村の肝煎儀右衛門の家に引致して極格を加へ、又他の十八ヶ村の肝煎を召集して、貢納を皆濟すべき請書を提出せしめた。

廿七日先に捕縛せられた十五人を川上の牢屋に投じたが、その中五人は死し、餘は十一月晦日出獄を宥された。しかも十年二月下旬再び郡奉行の命によつて、彼等の家財を沒收し、持高千二十七石餘を縮高とし、而して謹を得た下安江の四戸三十口、西念新保の五戸三十八口、南新保の六戸四十五口は越中礪波郡の三ヶ村に分ち移された。後彼等は論居九年にして舊里に還ることを許され、更に十五年にしてその縮高を前の所有者に還附せられた。

(六)天保十年—この春齊泰は參勤の年に當つたが、幕府は特にその期を緩くすることを許したので、八月に至り途に就いた。これ前年江戸城西丸造營の資を献じた功に報いると共に、凶荒の善後に處せしめたものであらう。而して當年の作況も亦初め極めて良好であつたが、七月中旬より俄然として浮腫子の發生を見、爲に大に收穫を減じた。是を以て稼穡の常態に復することを得たのは、翌十一年以後のことであつた。

テンボウフクシユウメイサンカガサ 天保復讐名産加賀笠 ↓フクシユウトウエイデン 復讐藤英傳。

テンボウリンノイハヤ 轉法輪ノ窟 白山の頂に在る。越前名蹟考に、『是御前坂より辰巳の方三町許谷に下りて、大なる窟窟あり。轉法輪といふ。大師參籠の秘窟にて、窟中に橋ある水あり。深奥は別の一世界なりといふ。大師山上行法の三十七ヶ所の秘所のひとつなり。』と記するが、概ね虛妄である。

テンマ 傳馬 藩政初期では、公用に服する宿驛の人足・傳馬は、賃錢を受けることなく之に従ふべきものと定められたが、士人の之を濫用するものがあつたから、慶長二十年